

県道岡山赤穂線(1工区)埋蔵文化財発掘調査に伴う事務所等賃貸借(8-1)

仕 様 書

1. 委 託 名

県道岡山赤穂線(1工区)埋蔵文化財発掘調査に伴う事務所等賃貸借(8-1)

2. 業務の目的

県道岡山赤穂線(1工区)埋蔵文化財発掘調査に伴い必要な事務所等を賃貸借するもの。

3. 場 所

岡山市中区中井地内

4. 工 期

契約日から令和 9 年 3 月 3 1 日

賃貸借期間 令和 8 年 9 月 1 4 日～ 令和 9 年 3 月 1 5 日

(この内、解体工事期間を令和 9 年 3 月 1 日～ 3 月 1 5 日とする)

※レンタル期間(撤去含む)については、埋蔵文化財調査の進捗等で変更となる可能性がある
るので、監督員と協議すること。

5. 業 務 内 容

本業務は、岡山市が行う埋蔵文化財発掘調査に必要な現場事務所および資材等の調達・管理
・設置を行うものとする。

6. 賃貸借概要

別紙、数量総括表参照

- ・本賃貸借契約は、建設、解体および賃貸借期間すべての賃料を含む。
- ・トイレの汲み取り費を含む。(汲み取り回数については変更対象とする)
汲み取りについては一般廃棄物処理業の許可を有している者にて適法に行うこと。
- ・申請手続き費を含む。

7. 支払い条件等

前払いなし

支払いは、賃貸借期間完了後に賃貸人からの請求に基づき支払うものとする。

8. 官公庁その他への届出

現場作業に必要な官公庁その他への手続きは受注者の責任において速やかに行うこと。
また、その手続きに要する費用は受注者の負担とする。

9. 電力、水道等料金

現場作業に必要な工事用電力、水等諸手続きの費用は全て受注者の負担とする。

10. その他

当該敷地内においては、別途工事を実施しているため、相互の連絡調整を密に行い、円滑に施工を進めること。

【参考】県道岡山赤穂線(1 工区)埋蔵文化財発掘調査に伴う掘削作業委託(8-1)

受注業者：東咲（株）

県道岡山赤穂線(1 工区)埋蔵文化財発掘調査に伴う整地工事(8-1)

受注業者：(有)新田建設工業

11. 特記事項

- 1) 事務所等の配置、および電気・電話・上水道の引き込み、その他の設置に係る計画について、受注者（以下、乙とする。）は、速やかに委託者（以下、甲とする。）の指示に従い起案し、その承認を得るものとする。
- 2) 乙は、速やかに事務所等の設置をし、電気・電話・上水道の引き込み、その他の設置に係る申請、その他の手続をしなければならない。道路使用許可申請を要する場合においても同様とする。
- 3) 乙は、本仕様書に記載された全ての施設、設備及び器材等について、搬出入、設置、維持管理及び撤去を適切に実施するとともに、その費用を負担するものとする
- 4) 乙は、1) から3) までの履行に要する費用、並びに賃借期間中に生じた滅失、毀損及び盗難等による損害について負担するものとする。
- 5) 事務所等および器材の撤去日については、賃貸期間末日を下限とし、調査の進捗状況に応じて協議の上定めるものとする。なお、期間末日より前に撤去を行う場合には、その日数分（土・日・祝を含む）に対して借上げ費用の減額を行うものとする。
- 6) 器材・事務所等の運搬・設置・撤去に関わる費用については、各種別内に含めること。
- 7) 備品は、仕様等をリストにし、カタログ等を提示のうえ、監督員の承認を得ること。
備品の配置および設備関係の詳細な位置等については、監督員と協議のうえ決定すること。

8) 設計変更がある場合は、市設計書で増減金額を算定し、請負率を乗じるものとする。

$$\text{変更後請負代金額} = (\text{変更後設計金額(税抜)} \times \frac{\text{当初請負代金額(税込)}}{\text{当初設計金額(税込)}}) \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

9) 事務所の基礎は、見込んでいないが現地の状況により必要な場合は監督員と協議すること。

・事務所については、建築確認申請は不要である。

10) 工期については、埋蔵文化財調査の進捗に応じて工期を延期する可能性がある。その際は監督員と協議すること。

11) 提出書類は、工事写真及び完成写真（設置前・設置後・撤去後等）とする。